

Q 育児休業等により休業中の労働者に係る健康診断の取扱いは

A 通達（平 4.3.13 基発第 115 号）で次のように示されている。

育児休業、療養等により休業中の労働者に係る労働安全衛生法第 66 条第 1 項から第 3 項まで（労働安全衛生規則第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項、第 48 条、有機溶剤中毒予防規則第 29 条第 2 項、鉛中毒予防規則第 53 条第 1 項、四アルキル鉛中毒予防規則第 22 条、特定化学物質等障害予防規則第 39 条第 1 項及び第 2 項、高気圧作業安全衛生規則第 38 条第 1 項並びに電離放射線障害防止規則第 56 条第 1 項）並びにじん肺法第 8 条第 1 項に規定する定期健康診断（以下「定期健康診断」という。）及び指導勧奨による特殊健康診断の取扱いについては、下記によることとされたい。

1 休業中の定期健康診断について

事業者は、定期健康診断を実施すべき時期に、労働者が、育児休業、療養等により休業中の場合には、定期健康診断を実施しなくてもさしつかえないものであること

2 休業後の定期健康診断について

事業者は、労働者が、休業中のため、定期健康診断を実施しなかった場合には、休業終了後、速やかに当該労働者に対し、定期健康診断を実施しなければならないものであること

3 指導勧奨による特殊健康診断について

休業中及び休業後の指導勧奨による特殊健康診断については、上記 1 及び 2 に準じて実施するよう事業者等を指導すること